

北上市告示乙第82号

北上市学童保育所条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和4年7月1日

北上市長 高橋敏彦

- 1 利用料金制度を行う施設の名称
笠松学童保育所
- 2 指定管理者
北上市和賀町横川目33地割2番地2
笠松学童保育所父母会 会長 菊池 俊
- 3 利用料金の適用開始時期
令和4年7月1日
- 4 承認する利用料金
施設利用者に対して次の料金を適用する。

(1) 利用料（月額）

学年	金額(円)
1年生	6,500
2年生	6,500
3年生	6,500
4年生	5,700
5年生	5,400
6年生	3,800

- (2) 開所時間を延長して利用する場合の利用料
午後6時30分から午後7時まで利用する場合 1回につき100円
- (3) 一時的に利用する場合の利用料
日額500円